**浜田市ＤＸ推進計画策定支援業務仕様書**

1　業務名

浜田市ＤＸ推進計画策定支援業務

2　業務の目的

本市は、令和3年度に「浜田市地域情報化推進計画」を策定し、令和4年度から７年度までの4か年計画として、市のデジタル化推進に取り組んでいる。

次期計画の策定にあたっては、国が示す「自治体ＤＸ推進計画」や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に沿って、最新のＤＸに係る情報を反映しながら、時代の変化に対応した「（仮称）浜田市ＤＸ推進計画」を策定することを目的とする。

3　委託期間

契約締結日から令和8年9月30日（水）まで

4　業務内容

1. 本市のDX推進に関する現状調査・分析および把握
2. 職員へのアンケート、各所管課の取組状況の確認やヒアリング等の実施による庁内の意見及びニーズの収集、把握を行うこと。
3. 住民や地域事業者へのアンケート、ヒアリング等の実施による外部の意見及びニーズの収集、把握を行うこと。
4. ＢＰＲ手法等を活用した現状分析・課題等の抽出・整理を行うこと。
5. 本市が実施する浜田市パブリックコメント制度において提出のあった意見への回答作成を行い、意見と本市意向を踏まえた計画とすること。
6. 調査・整理したデータについては、適宜、浜田市の指定する電子データ形式により提供すること。
7. 「（仮称）ＤＸ推進計画書（素案）」の策定
8. 策定する計画は、浜田市地域情報化推進計画（令和4年度～令和7年度）の後継計画として、「市町村官民データ活用推進計画及び自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」、その他国や県の方針等との整合を図ること。
9. 策定する計画の期間は、令和9年度から令和12年度までの４か年とすること。
10. （仮称）ＤＸ推進計画策定に係る「浜田市情報化推進協議会」や「浜田市ＤＸ推進本部」への出席及び議題設定や資料作成、運用支援を行うこと。（2か年で5回～8回程度の会議開催を想定）
11. 計画の方向性や取組テーマ、施策にかかる提案を行うとともに、ＤＸ推進のための支援・助言を行うこと。
12. 定期的な打合せ、意見交換、調整及び当該議事録等の作成を行うこと。（オンライン会議も可とする。）
13. 計画素案策定過程のデータについては、適宜、浜田市の指定する電子データ形式により提供すること。

5　成果物

1. 成果物は、電子データ（Word形式）を物理媒体（ＣＤ-Ｒ等）により１部納品。
2. 納品場所

浜田市役所総務部　ＤＸ推進課

6　留意事項

1. 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関連の法令及び本仕様書を遵守するとともに、市の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確に業務を行わなければならない。
2. 受託者は、市から提供された資料等を、本業務以外の目的に使用してはならない。また、貸与資料等は、業務完了までに市に返還しなければならない。
3. 業務の実施により得られた成果物、情報等については、市に帰属するものとし、受託者は、市の許可なく使用又は流用してはならない
4. 本業務に係る一切の経費は、委託金額に含まれるものとする。また、受託者がライセンス料等の発生するアプリケーション利用を希望する場合、その費用は本市分も含めて受託者が負担すること。
5. 受託者は、本業務の履行に際し、業務遂行上知り得た秘密事項（受託者が市から受領または閲覧した資料等を含む。）は、市の了承を得ずに第三者に漏らし、または、その他の目的に利用してはならず、この業務終了後も同様とする。
6. 受託者は、本業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、市が認めた場合は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
7. この仕様書については、基本仕様書とし、追加すべき事項等が生じた場合は本市と受託者と協議し追加できるものとする。